

平成 16 年 11 月 22 日

各 位

東京都立川市曙町一丁目 14 番 13 号  
日本ファルコム株式会社  
(コード番号: 3723 東証マザーズ)  
代表取締役社長 山崎伸治  
(問合せ先) 取締役コーポレートエグゼクティブ部長 阿部敬史  
(電話番号 042-527-0555)

## ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成16年11月22日開催の取締役会において、ストック・オプションの実施等を目的として、株主以外のものに対し特に有利なる条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成16年12月16日開催予定の当社第3回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. スtock・オプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由

当社の取締役及び従業員の業績の向上に対する意欲や士気を高め、長期的な業績向上を図ることを目的とし、以下記載の発行要領に基づき、当社取締役及び従業員に対して新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 200 株を上限とする。

新株予約権 1 個あたりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 1 株とする。なお、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1 株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

(2)新株予約権の総数

200 個を上限とする。

(3)新株予約権の発行価額

無償とする。

(4)各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。払込価額は、発行日の属する日(以下、「発行日」という。)の株式会社東京証券取引所が公表する当社普通株式の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)の金額とする。

なお、発行日後、以下の事由が生じた場合は、払込金額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使及び「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

(5)新株予約権の行使可能期間

平成16年12月17日から平成26年12月16日まで

(6)その他の新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が権利行使時においても当社の取締役、または従業員の地位にあることを条件とする。
- ② 1個の本新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。

(7)新株予約権の消却事由及び消却の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
- ② 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、対象者が当該新株予約権を放棄した場合は、その新株予約権を無償で消却することができる。

(8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

以上